

(公印省略)

長寿第 7168 号
令和 6 年 3 月 12 日

介護サービス事業者 各位

大分市長寿福祉課長

令和 6 年度介護報酬改定に関する事前周知

令和 6 年度介護報酬改定に伴う事務上の要点を下記のとおりお知らせいたします。

なお、この通知は報酬改定に伴う介護サービス事業者の事務負担を軽減するためにお知らせするものですが、改定の内容を解説するものではないことをご留意ください。

記

1 改定の内容

改正に関する法令通知等は公布後、厚生労働省ホームページに掲載されます。掲載される法令通知等の概要は別紙 1 をご覧ください。また、主要な法令通知等が公布され次第、大分市から介護サービス事業者へメールおよびホームページによりお知らせいたします。

○介護報酬（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

※各年度の介護報酬改定のページリンクがございますが、現時点では令和 6 年度介護報酬改定のページは掲載されていません。

○令和 6 年度介護報酬改定情報（大分市ホームページ）

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/r6kaitei.html>

2 改定の施行日（案）

令和 6 年 6 月 1 日施行分

- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション
- ・処遇改善関係加算に関すること

令和 6 年 4 月 1 日施行分

- ・上記以外

3 公布等のスケジュール（目安）

前回報酬改定時は以下のとおりでした。なお、改定の案についてはこれらの公布以前に、厚生労働省の社会保障審議会（介護給付費分科会）、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議やWAMNET（独立行政法人福祉医療機構）のホームページで閲覧できます。

- 1月25日 基準省令（人員設備運営の基準）
- 3月15日 報酬告示（報酬の単位数や算定の基準）
 - 16日 解釈通知（基準省令の解釈通知）
 - 留意事項（報酬告示の解釈通知）
 - 取扱通知（特定の事項に関する個別の通知）
- 19日～Q&A

4 説明動画

3月下旬頃、大分県が説明動画を配信いたします。説明会の開催は予定しておりません。詳しくは大分県からの通知（別添）をご覧ください。

5 質問対応

別添質問票により、メールまたはFAXで3月21日（木）から受付いたします。

多くの質問や回答に時間を要することが想定されるため、電話でのお問い合わせはお控えください。

6 各種様式の改訂

各種様式を改訂する予定です。3月25日（月）頃、メールおよびホームページによりご案内いたします。今回は加算届様式のほか、介護保険法施行規則の改正に伴い指定申請、更新申請、変更届等の様式も改訂いたします。ただし、要件審査等に問題がない限り、当面の間は旧様式を用いて差し支えありません。

7 加算届の期限の延長

通常、報酬や加算を算定する前月の15日（居住系・施設系サービスは当月の1日）を届出期限としていますが、令和6年4月1日から算定する加算等については令和6年4月15日（月）に延長いたします。ただし、受付後に書類の不備不足等により要件審査が間に合わない場合は規定により返戻いたします。なお、令和6年5月1日から算定する加算等については通常どおりの届出期限といたします。

8 重要事項の説明および同意の取扱い

運営規程や利用料金等の変更等については、あらかじめ重要事項説明書または改定事項を記した文書を利用者に交付して説明を行い署名による同意を得ることになっていますが、令和6年4月1日から変更等するものについては、次の要件に従い事後的に同意を得ることを認めます。なお、令和6年5月1日以降は通常どおりといたします。

- (1) 令和6年4月30日（火）までに同意を得ること。
- (2) ケアプランに関するものは利用者への説明および同意の前に介護支援専門員と調整すること。
- (3) 事後的に同意を得る旨を、可能な限り、あらかじめ利用者へ伝えること。
- (4) サービス提供済であることを理由に利用者に同意を強要しないこと。

(参考) 7 加算届、8 重要事項の取扱い整理 ※下線部が今回の臨時的取扱い

サービス 提供月	加算届の期限		重要事項の説明・同意	
	報酬改定に 係るもの	報酬改定に 係らないもの	報酬改定に 係るもの	報酬改定に 係らないもの
4月 <u>(臨時的取扱い)</u>	<u>4/15(月)</u>	<u>4/15(月)</u>	<u>4/30(火)</u>	<u>4/30(火)</u>
5月 (平常どおり)	4/15(月) ※居住系・施設 系は5/1	4/15(月) ※居住系・施設 系は5/1	4/30(火)	4/30(火)
6月 (平常どおり)	5/15(水) ※居住系・施設 系は6/1	5/15(水) ※居住系・施設 系は6/1	5/31(金)	5/31(金)

9 その他

- (1) 処遇改善加算については別途通知いたします。
- (2) 申請・届出の電子化については別途通知いたします。
- (3) 報酬改定に関する市からの通知は原則メールのみとなります。通知したメールは1のホームページに掲載いたします。
- (4) 前回改定時に設けられた「業務継続計画（BCP）の策定等」に関して多く寄せられている質問を別紙2において整理しました。

お問い合わせ

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市長寿福祉課事業推進担当班

TEL : 097-537-5744

FAX : 097-534-6226

メール : cyouzyufukusi2@city.oita.oita.jp

主要な法令や通知の概要

※厚生労働省の介護報酬改定のページに掲載される法令や通知の説明です。

※括弧内の日付は令和3年度介護報酬改定時の発出日です。

介護報酬改定について

- ・ 介護報酬改定の主な事項
- ・ 介護報酬改定における改定事項について

介護報酬改定に関する省令及び告示

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
…基準省令という。人員設備運営の基準を定めたもの。赤本の各項左欄に記載される内容（令和3年1月25日）
※基準省令に基づき各自治体で基準条例を定める。
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
…報酬告示（単位数表）という。報酬の単位数や加減算、基準を定めたもの。青本各項左欄に記載される内容（令和3年3月15日）
- ・ 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準
…総合事業に関する報酬告示（令和3年3月15日）

介護報酬改定に関する通知等

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ／指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ／指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ／指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
…留意事項通知という。報酬告示に関する解釈通知。青本各項青地箇所に記載される内容（令和3年3月16日）

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
- ／ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ／ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
- ／ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
- ／ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
- ／ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
- ／ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
 - … 解釈通知という。基準省令に関する解釈通知。赤本各項右欄に記載される内容（令和3年3月16日）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について
 - … 加算届に関する様式や記載方法や留意事項を定めたもの。緑本P824。（令和3年3月16日）

介護報酬改定Q & A

… 介護報酬改定に関するQ & A（令和3年3月19日～）

業務継続計画（BCP）の策定等について

問1 業務継続計画（BCP）の策定等とは何ですか。

（答）

令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業所に対して「感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと」が義務付けられました。

- 介護保険最新情報 vol. 1174（令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼））（令和5年10月4日厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>

問2 計画の策定等の期限はいつまでですか。

（答）

令和6年3月31日です。なお、（介護予防）居宅療養管理指導については、令和9年3月31日に延長されております。

また、令和6年度介護報酬改定（案）において「業務継続計画未策定減算」が検討されておりますが、1年間の経過措置期間が設けられる見込みです。

- 第239回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

【資料1】令和6年度介護報酬改定の主な事項について18ページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

問3 計画の策定等の参考資料はありますか。

（答）

以下のページに掲載されているガイドライン資料・研修動画を参照してください。

- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourishisa/douga_00002.html

問4 作成した計画書は提出する必要はありますか。

（答）

大分市に対して提出する必要はありませんが、実地指導等において、計画の策定や訓練の実施等の状況を確認いたします。

各介護サービス事業所 管理者様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

令和6年度介護報酬改定に係る説明動画の配信について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素から御理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、令和6年4月からの介護報酬改定に係る手続き等が円滑に行えるよう、説明動画を作成し、各事業所あてに配信することといたしました。

つきましては、下記のとおり動画配信のための登録手続き等が必要となりますので、大変お手数ですが、すべての事業所において、ご対応をお願いいたします。

今回の動画配信の登録手続きと併せ、災害時の連絡先を含めた各事業所の電子メール連絡先を再確認させていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象事業所（施設）
大分県内の全介護保険サービス事業所（※みなし指定事業所を除く）
 - 2 動画配信方法
ご登録いただいた連絡先（メールアドレス）に、3月下旬を目途に、動画視聴用URLを送付しますので、各事業所でご視聴ください。
 - 3 登録手続き
下記URL又は2次元バーコードから登録ください。
(URL) <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/0473939551815355714>
- ※大変お手数ですが、動画配信の希望の有無に係わらず、すべての事業所で登録手続きをお願いします。
- 4 登録期限
令和6年3月22日（金）
 - 5 配信動画の内容（予定）
 - (1) 令和6年度介護報酬改定の概要について
 - (2) 介護職員の処遇改善について
 - (3) 加算届出の手続き等について
 - 6 その他
令和6年度報酬改定で新設（改正）された加算等に係る届出手続きについては、令和6年4月15日（月）を提出期限とする予定です。



大分市大手町3丁目1番1号
担当：大分県福祉保健部高齢者福祉課
介護サービス事業班 油布
電話：097-506-2683

